

資料Ⅲ（サービス別）

1. 各サービス共通

① 設備に関する基準（設備の用途変更等）

【指導事例】

- ・設備の用途を変更しているが、変更届を提出していない。
- ・届け出た事業所以外の場所（サテライト型事業所を除く。）で業務を行っている。
- ・リネン室に掃除道具等の不潔物が置かれている。

設備の用途を変更する場合は、変更後10日以内に届出を行ってください。

T i p s) 従業員の待機場所の変更や、備蓄品の置き場の変更等、届け出ている内容（平面図等）と、実態が異なるケースが多発しています。届出内容と実態が一致しているか、この機会に確認してください。

② 運営に関する基準（内容及び手続きの説明及び同意）

【指導事例】

- ・重要事項説明書に記載すべき内容が記載されていない。

各サービス事業所は、適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該サービスの提供を受けることにつき同意を得なければなりません。

T i p s) 重要事項説明書に記載すべき内容は、サービス種別により一部異なる場合があります。必ず基準省令及び解釈通知を確認してください。

特に、提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載がない事例が散見されます。実施していない場合も、実施をしていない旨記載しなければならぬため、改めて確認してください。

③ 運営に関する基準（虐待の防止、高齢者虐待防止措置未実施減算）

【指導事例】

- ・虐待防止検討委員会を設置していない。
- ・虐待防止検討委員会を定期的を開催していない。
- ・虐待防止のための指針を策定していない。
- ・虐待防止のための研修を行っていない。
- ・虐待防止のための研修の実施回数が基準で定められた回数を満たしていない。
- ・虐待防止のための研修を新規採用時に実施していない。
- ・虐待防止に関する担当者を置いていない。

次の基準を満たさない事実が生じた場合、高齢者虐待防止措置未実施減算となります。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催すること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

自己点検を行った結果、万が一、減算対象で介護給付費算定に係る体制等に関する届出を提出していない事業所は、指導監査課までご連絡ください。

T i p s) 虐待の防止に関する内容や経過措置期間は、サービス種別により一部異なる場合があります。必ず基準省令及び解釈通知を確認してください。

委員会の結果については、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。

④ 運営及び報酬に関する基準（介護サービスの取扱方針（身体的拘束）、身体拘束廃止未実施減算）

【指導事例】

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合ではないにもかかわらず、身体的拘束を行っている。
- ・緊急やむを得ず身体的拘束を行った際に、その態様及び時間、その際の利用者（入所者）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を適切に記載していない。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

令和6年度の改正により、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援についても、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないと明文化されました。

緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の観点を踏まえ、個別事案ごとに、組織等として手続きを極めて慎重に行い、その具体的な内容について記録してください。

不適切な身体的拘束については、運営基準に違反することはもちろんのこと、人格尊重義務違反として行政処分の対象になる可能性があるほか、刑法上の逮捕・監禁罪等に該当する可能性もあることから、安易に身体的拘束を行うことは絶対に避けてください。

また、緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合でも、適切な手続きを行い、利用者・家族に説明し、理解を得たうえで実施してください。

T i p s) 緊急やむをえない場合の切迫性、非代替性、一時性の3要件や、対象となる具体的な行為の例について、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）には次のとおり記載されています。

(1) 切迫性

(要件) 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(留意点) 身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

- (ポイント) 身体拘束をしない場合、本人等の生命または身体がどのような危険にさらされるのか。
 それはどのような情報から確認できるのか。
 他の関係機関や医療職はどのような見解を持っているのか。

(2) 非代替性

- (要件) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
(留意点) いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを組織で確認する必要がある。
また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。
(ポイント) 身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を洗い出すことができているか。
 代替方法の洗い出しにあたり、複数の職員や多職種での検討を行ったか。
 代替方法を実際行ってみた結果について十分に検討できているか。
 代替方法の洗い出しにあたり相談できる外部有識者・外部機関はないか。

(3) 一時性

- (要件) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
(留意点) 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。
(ポイント) 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。
それは何月何日の何時から何月何日の何時までなのか。また、1日のうちの何時から何時までなのか。
 その判断にあたり、本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関で検討したか。

身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為 (例)

- a 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- b 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- c 自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。
- d 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- e 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- f 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- g 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

- h 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- i 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- j 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- k 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【指導事例】※身体拘束廃止未実施減算

- ・ 緊急やむを得ず身体的拘束を行った際に、その態様及び時間、その際の利用者（入所者）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を適切に記載していない。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。

《対象サービス》

(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、施設系サービス及び居住系サービス

次の基準を満たさない事実が生じた場合、身体拘束廃止未実施減算となります。

- (1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施すること。

T i p s) 身体的拘束に関する内容は、サービス種別により一部異なる場合があります。必ず基準省令及び解釈通知等を確認してください。

医療機関で治療のため身体的拘束を行っていたというだけで、介護事業所で漫然と身体的拘束を継続することはできません。

委員会の結果については、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。

⑤ 運営に関する基準（勤務体制の確保等）

【指導事例】

- ・事業者ごとに、月ごとの勤務表を作成していない。
- ・月ごとの勤務表上で、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、配置状況や兼務関係等が明確になっていない。

利用者に対して適切なサービスの提供を確保するため、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、配置状況や兼務関係等を明確にする必要があります。

T i p s) 兼務している場合、それぞれの職種ごとの勤務状況を分けて記載する必要があります。

また当該事業所の従業員が、併設している有料老人ホーム等の従業員を兼務している場合や、訪問介護・予防給付型訪問サービスと生活支援型訪問サービスなど勤務体制が異なる場合も、それぞれの勤務状況を分けて記載してください。

令和8年度介護報酬改定の概要

概要

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、**令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施**する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による**改定率は+2.03%**（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
- ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

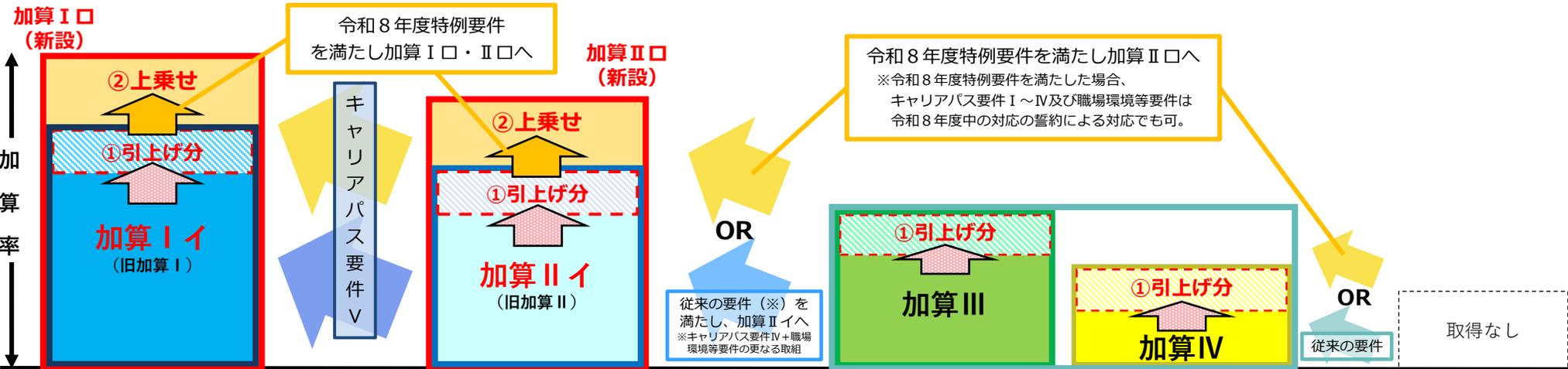
なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

介護職員等処遇改善加算の拡充①

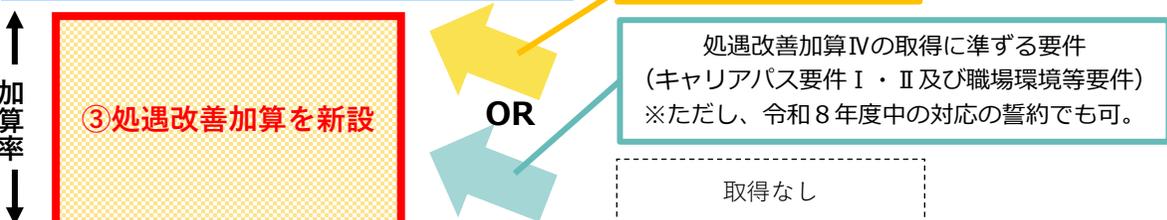
概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等
→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告

イ) 施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%

サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）
訪問看護★	1.8%
訪問リハビリテーション★	1.5%
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

介護職員等処遇改善加算の拡充③

取得要件

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○	○	◎	◎
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額440万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○	○
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の介護職員分の
加算率を上乗せ

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。

※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。

イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

介護職員等処遇改善関係加算について

加算取得において、ご留意いただきたい点を次のとおりまとめましたので、確認してください。

実績報告書

- ・実績報告のタイミングについては、最終支払い月の翌々月の末日までとなっています。年度の途中で加算の取下げや事業の廃止を行った事業者におかれましては実績報告書を提出するタイミングに留意してください。
- ・事業者が支払った賃金内容や国民健康保険団体連合会から送付された明細書を確認した上で、実績報告書を作成してください。

運営

- ・職位、職責又は職務内容の要件を定め、それに応じた賃金体制の確保及び就業規則等全従業員に周知すること、また計画に沿った研修等の実施など、職場内の環境の充実を図ってください。
- ・複数のサービス事業所を運営している事業者においては、加算を算定していない事業所の職員に対し、加算による賃金改善を行わないでください。また事業所により加算区分が異なる場合についても、支払い区分が混在しないよう明確に支払ってください。
- ・事業者と従業員との間で賃金改善の認識がずれないように、全ての従業員に明確な説明を行ってください。

○令和8年1月末日時点で確定している情報を掲載しております。変更の可能性がありますので、令和8年度計画書作成時には、令和8年度の算定要件に関する最新の情報を改めて確認してください。

(参考)

○介護保険最新情報 Vol.1353「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A(第1版)」について

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001403286.pdf>

○厚生労働省 介護職員の処遇改善

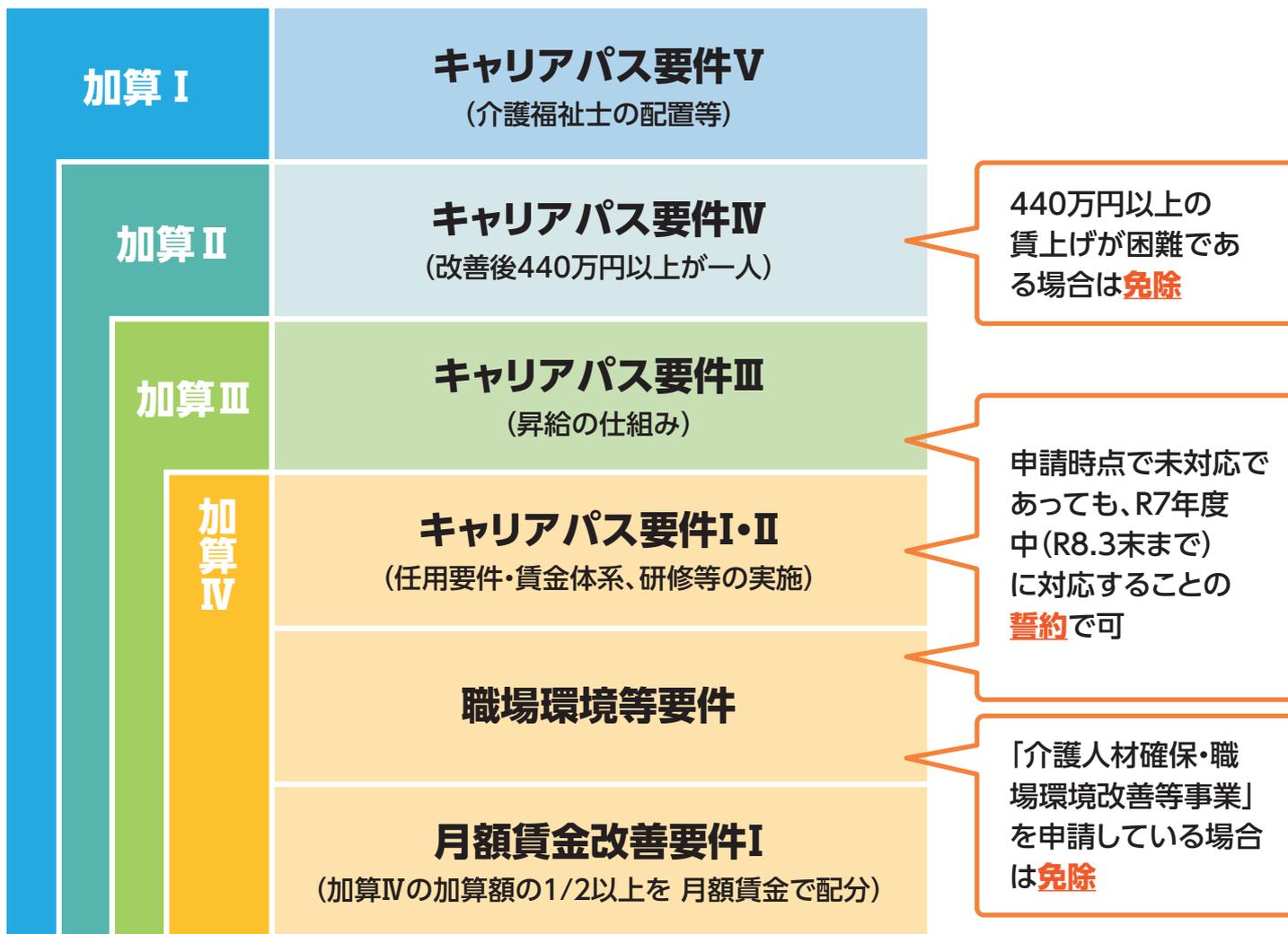
【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

○和歌山市ホームページ 介護職員等処遇改善加算等について

【URL】 <https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1027655.html>

処遇改善加算がさらに取得しやすくなります!

令和7年度の処遇改善加算を取得しましょう!



この機会に **加算II** の取得を検討してみませんか?



制度等の詳細は
こちらから!

ご不明点やご相談は **専用窓口** まで!

土日・祝日もご利用いただけます

厚生労働省
相談窓口

050-3733-0222

9:00~18:00(土日・祝日含む)

職場環境等要件

まずはこんな取組から！

1. 入職促進に向けた取組

要件④

地域や学校のイベントに参加しよう

地域のイベントに参加し、学校等の身近な機関との関係づくりをしよう



職場体験等の受け入れに繋がることも



2. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

要件⑧

短時間でも面談をしよう

- ① 管理者等と職員が年に数回面談を実施
- ② 働き方や研修の希望等を聞いてみよう



短時間の相談でも記録に残し、後で見返せるようにする



3. 両立支援・多様な働き方の推進

要件⑫

業務内容の明確化と役割分担をしよう

- ① 業務時間調査をする
- ② 業務内容・必要時間を把握
- ③ 職員の役割分担



厚生労働省の「介護分野における生産性向上の取組の進め方」(手順2 現場の課題を見える化しよう)掲載のツール等を活用してみよう(リーフレット下の二次元コード(左)をチェック!)

4. 腰痛を含む心身の健康管理

要件⑮

スライディングシートを使って腰痛予防に取り組もう

- ① シートを職員数に応じて用意
- ② 使い方を法人内で研修



腰痛予防で職員の身体負担を軽減できる



5. 生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組

要件⑱

現場の課題・状況を見える化しよう

- ① 思いつくものを全て付箋等を書いてみる
- ② 類似の事柄をグルーピングをする
- ③ 皆でそれぞれの関係性を考える



定例会議等の時間を使って実施し、ケアがうまくいった理由、課題の影響範囲・原因等を整理しよう



6. やりがい・働きがいの醸成

要件㉔

サンクスカードを使ってみよう

小さな感謝も伝えてみる



助けられたこと、他の職員のケアで良いと感じたことなど、ちょっとしたことを書いて伝える



※要件番号は「令和7年2月7日老発0207第5号厚生労働省老健局長通知表5 職場環境等要件」を参照

「介護分野における生産性向上の取組の進め方」(厚生労働省)



介護職員等処遇改善加算に関して



Logo フォームにて受付した、介護保険サービスに関する 疑義照会(質問)及び回答の掲載について

今年度から実施しております、介護保険サービスに関する疑義照会(質問)につきまして、各事業所から寄せられた主な質問及びそれに対する回答を取りまとめました。

内容につきましては、エクセル形式の一覧表として作成し、下記のとおり本市ホームページに掲載しておりますので、各事業所におかれましては、業務運営の参考としてご確認くださいませようをお願いいたします。

掲載資料

- ・「和歌山市介護サービス Q&A 集」(エクセル形式)

※随時、内容の追加・修正を行う場合がありますので、最新のデータをご確認ください。

掲載場所

- ・ 和歌山市ホームページ(ページ番号1061137)

⇒「介護保険サービスに係る疑義照会(質問)について(介護保険事業者向け)」

留意事項

- ・ 回答内容は、掲載時点での制度・通知等に基づくものです。
- ・ 制度改正や通知の変更等があった場合には、取扱いが変更となることがあります。